

和歌山大学総合相談窓口運営要項

制 定 令和 5年 3月29日

法人和歌山大学規程 第2604号

最終改正 令和 7年 3月28日

(趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学総合相談窓口の運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 総合相談窓口は、学内の関係委員会、関係部局や学外の相談機関、医療機関等と連携を図りながら、学生の修学その他の日常生活に関する諸問題や教職員の就労環境に関する諸問題について相談活動を実施し、かつ必要な支援を行うことを目的とする。

(利用者)

第3条 総合相談窓口の利用者は、学生、その保証人（関係者を含む）及び教職員（以下「学生等」という。）とする。

(業務)

第4条 総合相談窓口は、次の業務を行う。

- (1) 学生等の相談に関すること。
- (2) 学生等の相談を総括し、学生等の相談に係る学内外の関連組織と連携する。
- (3) 相談活動に関する調査
- (4) その他相談活動に必要と認められる事項

(組織)

第5条 総合相談窓口の業務を円滑に遂行するため、総合相談窓口に次の職員を置く。

- (1) 総合相談窓口運営責任者
- (2) 総合相談窓口副責任者
- (3) 総合相談窓口コーディネーター
- (4) 総合相談窓口相談員

(運営責任者及び副責任者)

第6条 総合相談窓口運営責任者（以下「運営責任者」という。）は、学生支援担当の理事をもって充てる。

2 運営責任者は、相談業務に係る問題を統括する。

3 総合相談窓口運営副責任者（以下「副責任者」という。）は、総務担当の理事をもって充てる。

4 副責任者は、運営責任者を補佐し、運営責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(コーディネーター)

第7条 総合相談窓口コーディネーターは、運営責任者が指名する。

2 コーディネーターは、学生等の相談対応にあたり、必要に応じてキャンパスライフ・健康支援センター専任教員（臨床心理士）及び学生支援課長又は総務課長をメンバーとしてコーディネートチームを組織し、今後の対応方針を検討・決定し、総合相談窓口相談員及び関係部局と連絡調整を図り、指導助言を行う。

(相談員)

第8条 総合相談窓口相談員（以下「相談員」という。）は、次の者が担当する。

総合相談窓口運営要項

- (1) インクルージョン支援推進室長
- (2) ジェンダー・エクイティ推進室長
- (3) キャンパスライフ・健康支援センター長
- (4) 学生委員長及び学環の学生支援担当教員
- (5) キャンパスライフ・健康支援センター副センター長
- (6) 学部等支援室各学部等係長
- (7) 人事労務課サービス・福祉係長
- (8) 学務課教育推進係長
- (9) 学務課キャリア支援係長
- (10) 学生支援課学生支援係長
- (11) 国際交流課留学生支援係長
- (12) キャンパスライフ・健康支援センター保健師
- (13) その他運営責任者が指名する者

2 相談員は、学生等の相談に対応する。

(利用方法)

第9条 総合相談窓口の利用は、以下の方法により行うものとする。

- (1) 相談受付フォーム
- (2) 対面

(相談の受付と対応)

第10条 和歌山大学総合相談窓口サイトに設置する相談受付フォームから相談があった場合は、総合相談窓口のエイリアスを通じて、相談情報を相談員間で共有し、対応方法や担当者を検討・協議のうえ決定し、速やかに対応する。

2 対面の方法により相談があった場合は、以下の部局が対応する。

- (1) 学生の修学その他の日常生活に関する相談の場合
キャンパスライフ・健康支援センター キャンパスライフ支援部門学生相談室
- (2) 教職員の就労環境に関する相談の場合
キャンパスライフ・健康支援センター 健康支援部門

(総合相談窓口運営会議)

第11条 総合相談窓口業務を円滑に進めるための情報共有及び今後の対応方針や運営方法等を検討・審議するため総合相談窓口運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議の構成員は、第5条に定める職員とする。

3 運営会議は、運営責任者が議長となり、必要に応じて招集する。

4 議長は、必要に応じ、第2項に定める者以外の者を出席させることができる。

(責務)

第12条 総合相談窓口の業務に関与する者は、相談上知り得た学生等の秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第13条 総合相談窓口に関する事務は、総務課、学務課、学生支援課及び国際交流課が連携して行う。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、総合相談窓口について必要な事項は、運営責任者が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行により、和歌山大学学生なんでも相談室運営要項（平成16年10月22日制定：法人和歌山大学規程第339号）は廃止する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2645号）

この改正要項は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2701号）

この改正要項は、令和6年1月26日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2744号）

この改正要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2817号）

この改正要項は、令和7年4月1日から施行する。